

改 正 後		改 正 前	
（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
（略）	（略）	（略）	（略）
有機飼料等	有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「 <u>有機農産物規格</u> 」という。）により格付の表示が付されているもの、 <u>有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号。以下「有機加工食品規格」という。）により格付の表示が付されているもの（乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）</u> 又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。	有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「 <u>有機農産物規格</u> 」という。）により格付の表示が付されているもの、 <u>有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。）により格付の表示が付されているもの（乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）</u> 、 <u>有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）により格付の表示が付されているもの</u> 又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。	
（略）	（略）	（略）	（略）
（飼養及び生産の方法についての基準） 第4条 有機畜産物の飼養及び生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		（飼養及び生産の方法についての基準） 第4条 有機畜産物の飼養及び生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	
用 語	定 義	用 語	定 義
（略）	（略）	（略）	（略）
飼料の給与	1～3 （略） 4 1の基準にかかわらず、有機飼料の入手が困難な場合にあつては、同等国格付飼料（日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第30条に規定する国において日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条第2項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして <u>主務大臣</u> が指定するものによって発行された証明書（同法第12条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているもの）を使用することができる。 (1)～(5) （略） 5～7	飼料の給与 1～3 （略） 4 1の基準にかかわらず、有機飼料の入手が困難な場合にあつては、同等国格付飼料（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に規定する国において日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第12条第2項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして <u>農林水産大臣</u> が指定するものによって発行された証明書（同法第12条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているもの）を使用することができる。 (1)～(5) （略） 5～7	
（略）	（略）	（略）	（略）

